

三重労働局第12次労働災害防止計画

～誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するために～

平成25年3月

三重労働局

< 目 次 >

第 1	計画策定の趣旨	1
第 2	労働災害防止に関する目標	1
1	計画が目指す社会	1
2	計画期間	2
3	計画の目標	2
第 3	労働災害等の動向	3
1	労働災害の動向	3
(1)	全体の傾向	3
(2)	業種別にみた傾向	3
(3)	規模別にみた傾向	4
(4)	年齢別にみた傾向	4
(5)	災害の種類からみた傾向	5
2	労働者の健康をめぐる動向	5
(1)	業務上疾病の発生状況	5
(2)	定期健康診断結果から見た有所見率の推移	6
(3)	メンタルヘルス対策の取り組み状況	6
(4)	過重労働防止対策の取組状況	6
(5)	受動喫煙防止対策の取組状況	6
3	自主的な安全衛生活動の推進状況	7
(1)	リスクアセスメントの導入状況	7
(2)	労働安全衛生マネジメントシステムの導入状況	7
(3)	安全衛生管理体制の状況	7
(4)	機械等を譲渡する場合の危険性等の通知等	7
第 4	重点施策ごとの具体的取組	8
1	労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化	8
(1)	自主的な安全衛生活動の促進	8
(2)	重点とする労働災害防止対策における業種等対策	8
ア	今後の課題	8
イ	労働災害件数を減少させるための重点業種対策	9
(ア)	第三次産業対策	9
(イ)	陸上貨物運送事業対策	11

ウ	重篤度の高い労働災害を減少させるための重点業種対策	----	1 2
	(ア) 建設業対策	1 2
	(イ) 製造業対策	1 3
エ	上記以外の業種対策	-----	1 4
オ	特定災害対策	-----	1 4
	(ア) 墜落・転落災害防止対策	1 4
	(イ) 機械災害防止対策	1 4
	(ウ) 爆発・火災災害防止対策	1 5
(3)	重点とする健康確保・職業性疾病対策	-----	1 5
ア	今後の課題	-----	1 5
イ	業務上疾病の削減	-----	1 6
ウ	メンタルヘルス対策	-----	1 6
エ	過重労働による健康障害防止対策	-----	1 7
オ	化学物質による健康障害防止対策	-----	1 7
カ	腰痛予防対策	-----	1 8
キ	熱中症予防対策	-----	1 8
ク	受動喫煙防止対策	-----	1 8
(1)	業種横断的な取組	-----	1 9
ア	高年齢労働者対策	-----	1 9
イ	工場・設備の老朽化等に係る対策	-----	1 9
ウ	災害を経験していない労働者に対する対策	-----	1 9
エ	発注者に対する対策	-----	2 0
オ	雇用形態の多様化を踏まえた責任の明確化	-----	2 0
2	行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防 止の取組み	-----	2 0
(1)	専門家と労働災害防止団体の活用	-----	2 0
(2)	業界団体との協働	-----	2 0
3	発注者、製造者、施設等の管理者による取組強化	-----	2 1
(1)	発注者等による安全衛生への取組強化	-----	2 1
(2)	製造段階での機械の安全対策の強化	-----	2 1
4	三重労働局版「第12次労働災害防止計画」のPDCAサイクルの強 化	-----	2 2

第1 計画策定の趣旨

三重県下の労働災害による被災者数は、長期的には減少傾向にあるものの、近年は横ばい状態が続いている。また、死亡労働災害は増減を繰り返しており、決して減少傾向が続いているとはいえない状況にある。

また、業務上疾病による被災者数は減少傾向は維持していると認められるものの、例年、熱中症による死亡災害が発生していること、一般定期健康診断の有所見率が依然として高い水準にあること、また、平成24年に入って印刷業での胆管がんの発症が問題となるなど、職場での遅発性の疾病リスクは依然として存在している。さらに、職場でストレスを感じている労働者の割合も高い状況にある。

こうした状況の下、当局においては、平成20年度を初年度とする第11次労働災害防止計画（以下「11次防」という。）を策定し、当該計画の中で掲げた目標達成のために、各種対策を実施してきたが、当該計画期間中に目標とした「平成24年における死亡者数について21人以下とすること、死傷者数について2,273人以下とすること、労働者の健康確保対策を推進し、定期健康診断の有所見率の増加に歯止めをかけ減少に転じさせること」については、目標が達成できていない項目があること、また、目標を達成できた項目についても、今後も自主的かつ継続的な取組が期待できるとは一概に言えない状況である。

昨今の経済情勢及び雇用情勢は、依然として厳しく、人的資源の不足などから安全衛生管理体制の弱体化や労働災害防止活動の停滞も懸念されるが、いかなる状況下においても、労働者の安全と健康の確保は最優先しなければならないことを確認し、すべての労働者が安全で健康に働くことができる職場の実現に向けて、労働災害ゼロを目指していく必要がある。

このため、職場における労働者の安全と健康の確保、快適な職場環境の形成を促進するために、基本的な事項を見直すとともに、事業場の実態にあった自主的な安全衛生管理活動の一層の推進を図り、さらに、メンタルヘルス対策、受動喫煙防止対策等の労働者の健康確保対策を積極的に取り組むことが必要である。

厚生労働省が策定した第12次労働災害防止計画は、平成25年から平成29年度までの5年間に国が取り組む中長期的な計画を示しているところであるが、当局における労働災害の発生状況等に鑑み、同期間における関係者が取り組むべき対策を下記のとおり取りまとめたので、当該計画により、労働者の安全と健康を確保するとともに快適な職場環境の形成の促進を総合的かつ計画的に推進することとする。

第2 労働災害防止に関する目標

1 計画が目指す社会

誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するためには、国や労働災害防止団体などだけでなく、労働者を雇用する事業者、作業を行う労働者、仕事を発注する発注者、仕事によって生み出される製品やサービスを利用する消費者

など、全ての関係者が、働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれたりする
 ようなことは、本来あってはならないという意識を共有し、安全や健康のため
 にかかる必要のあるコストについて正しく理解し、それぞれが責任ある行動を取
 るような社会にしていかなければならない。

2 計画期間

本計画は、平成25年度を初年度とし、平成29年度を目標年度とする5か年
 計画とする。

ただし、この計画期間中に労働災害防止に関し、特別の事情が生じた場合は、
 必要に応じ計画の見直しを行うものとする。

3 計画の目標

誰もが安心して健康に働くことができる社会の究極的な目標である「労働災害
 をゼロにすること」の実現に向け、以下の目標を計画期間中に達成することを目
 指す。

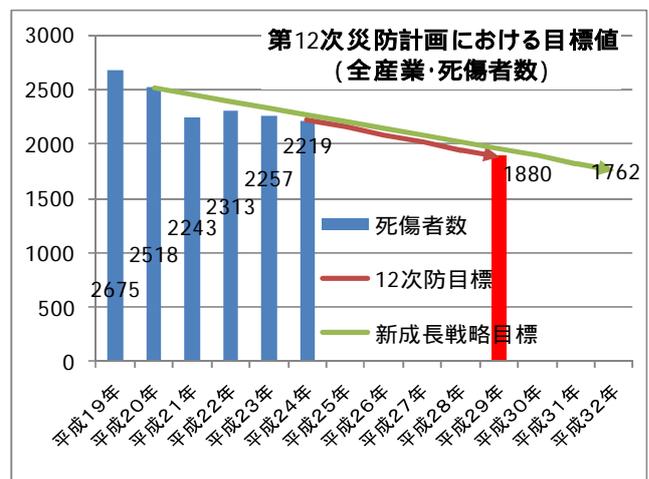
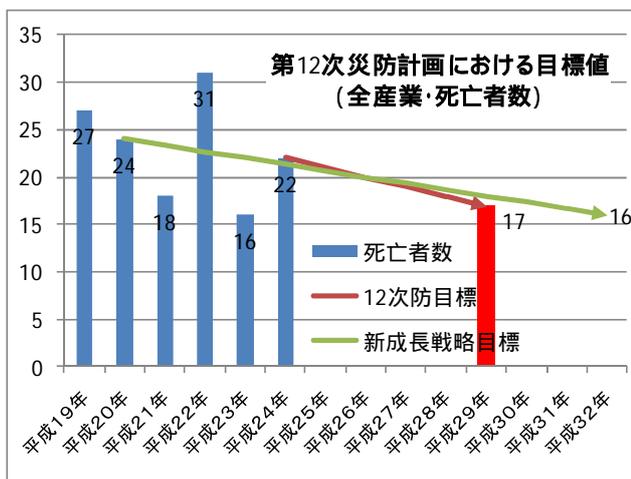
- (1) 死亡災害の撲滅を目指して、平成24年と比較して、平成29年までに労
 働災害による死亡者の数を20%以上減少させる17人以下とすること。
- (2) 平成24年と比較して、平成29年までに休業4日以上の労働災害による
 死傷者の数を15%以上減少させる1,880人以下とすること。

なお、平成29年までの間、これらの目標に向け以下のとおり逐年での減少を
 図る。

ア 死亡者数について、平成25年を21人以下、平成26年を20人以下、
 平成27年を19人以下、平成28年を18人以下に減少を図る。

死傷者数について、平成25年を2,151人以下、平成26年を2,0
 83人以下、平成27年を2,015人以下、平成28年を1,947人
 以下に減少を図る。

(参考グラフ)



第3 労働災害等の動向

1 労働災害の動向

(1) 全体の傾向

ア 死亡労働災害の推移

当局策定の第11次労働災害防止計画（以下、「11次防」と略す。）では、「死亡者数について、平成24年において、平成19年の27人と比して20パーセント以上減少させる21人以下とすること。」を目標として取組を行った結果、11次防期間中における死亡者総数は111人と、10次防期間中の152人と比較して、41人(27.0%)減少したが、11次防期間中では増減を繰り返しており、平成24年には22人と、過去最少であった平成23年の16人から6名の増加となり、当初の目標を達成できなかった。

死亡者数を事故の型別で見ると、交通事故が28%、墜落・転落が23%と多くを占めている。

イ 死傷者数の推移

11次防では、「死傷者数について、平成24年において、平成19年の2,675人と比して15パーセント以上減少させる2,273人以下とすること。」を目標として取組を行った結果、11次防期間中における休業4日以上の死傷者総数は、11,550人と、10次防期間中の13,074人と比較して、1,524人(11.7%)減少するとともに、平成24年に2,219人となり、当初の目標は達成されたが、近年、減少率が鈍化し、横ばい状態となっている。

死傷者数を業種別にみると、第三次産業における死傷者数が増加しており、平成21年に製造業における死傷者数を超え、死傷者数総数に占める割合が3分の1以上となっている。

また、死傷者数を事故の型にみると、転倒災害、墜落・転落災害、はさまれ・巻き込まれ災害が多くを占めている。

(2) 業種別にみた傾向

ア 死亡者数

11次防期間中における業種ごとの死亡者総数は、10次防期間中の死亡者総数と比較して、主たる業種において減少したが、各業種での死亡者数の占める割合は、第三次産業、製造業、林業で増加した。

イ 休業4日以上の死傷者数

(ア) 製造業

11次防期間中における休業4日以上の死傷者総数は、10次防期間中の死傷者総数と比較して、減少し、平成24年には642人となったが、食料品製造業、金属製品製造業、輸送用機械器具製造業が多くを占めている。

事故の型別に見ると、一般動力機械、金属加工用機械等の機械によるはさまれ・巻き込まれ災害及び切れ・こすれ災害（以下「機械災害」という。）が約4分の1を占め、手指の切断等の障害が残る重篤な労働災害も多い。また、転倒災害も多く発生している。

(イ) 建設業

11次防期間中における休業4日以上死傷者総数は、10次防期間中の死傷者総数と比較して、減少し、平成24年には291人となった。

事故の型別に見ると、墜落・転落災害が約3分の1を占め、飛来・落下災害、切れ・こすれ災害が多くを占めている。

(ウ) 運輸交通業、貨物取扱業

11次防期間中における休業4日以上死傷者総数は、1,375人で、10次防期間中の1,624人と比較して、249人（15.3%）減少し、平成24年には273人となった。

災害の内容を見ると、道路貨物運送事業における荷役作業での災害が約6割を占め、そのうち、トラックの荷台等からの墜落災害が約3分の1を占めた。事故の型別では、墜落・転落災害、はさまれ・巻き込まれ災害、転倒災害が多くを占めている。

(I) 第三次産業

11次防期間中における休業4日以上死傷者総数は、4,210人で、10次防期間中の3,873人と比較して、337人（8.7%）増加し、全産業における占める割合も29.6%から36.5%に増加した。

事故の型別に見ると、転倒災害、動作の反動・無理な動作による災害、交通労働災害が多くを占めている。

業種別に見ると、小売業、社会福祉施設が多くを占めている。

(3) 規模別にみた傾向

11次防期間中における死亡者数、死傷者数において、労働者数10人未満の事業場での災害が約3割、労働者数50人未満の事業場での災害が約7割を占めている。

この状況は、10次防期間中でもほぼ同様の状況を示している。

(4) 年齢別にみた傾向

11次防期間中における60歳以上の高年齢労働者の休業4日以上死傷者総数は、10次防期間中の死傷者総数と比較して、減少しているものの、減少率は低調であり、休業4日以上死傷者のうち、60歳以上の被災者が占める割合は18.3%から21.9%に増加した。

(5) 災害の種類からみた傾向

ア 墜落・転落災害

11次防期間中における休業4日以上死傷者総数は、1,860人で、10次防期間中の2,213人と比較して、353人(16.0%)減少し、平成24年には391人となったものの、墜落災害の占める割合は約2割となっている。

業種別にみると、建設業については、10次防期間中の死傷者総数と比較して減少しているものの、全産業の約3割を占めている。また、製造業及び運輸業においても減少しているものの、個々に全産業の約2割を占めている。

イ 機械災害

11次防の機械災害にかかる目標である「平成19年の全産業における機械災害325件の15%以上の減少を図り、休業4日以上の機械災害の件数を276件とする。」とし、各年の目標を掲げていたところ、平成23年までの各年目標は達成され、平成24年も達成見込みである。

しかしながら、製造業における休業4日以上の労働災害のうち、機械災害が3分の1を占める状況にある。また、第三次産業における機械災害も少なからず発生している状況にある。

ウ 交通労働災害

全産業における交通労働災害の占める割合は、死傷者数では約1割を占める状況であるも、死亡災害においては、4分の1以上を占める状況にあり、業種別にみると、製造業及び第三次産業が個々に3分の1を占める状況である。

エ 荷役災害

陸上貨物運送事業において、荷役作業における災害が約6割を占め、うち、トラックの荷台等からの墜落災害が4割を占める状況であった。

また、災害のあった荷役作業は、4分の3が荷主等先であった。

2 労働者の健康をめぐる動向

(1) 業務上疾病の発生状況

11次防期間中における休業4日以上の業務上疾病の総数は、736件(平成25年3月末現在)で、10次防期間中の737人と比較して、ほぼ横ばいであった。

一方、11次防期間中における業務上疾病による死亡者数は、15人で、10次防期間中の10人と比較して、1.5倍に増加し、化学物質による業務上疾病は、10次防期間中に比べ、11次防期間中は1.5倍に増加しており、一酸化炭素などによる急性中毒で死亡する重篤な事案も発生している。

また、じん肺の新規有所見者は、10次防期間中の年平均11.4人に対し、平成20年7件、平成21年10件、平成22年5件、平成23年3件と減少

傾向を示している。

(2) 定期健康診断結果から見た有所見率の推移

11次防では、定期健康診断の有所見率の増加傾向へ歯止めをかけ、減少に転じさせることを目標として取組を行った。

その結果、定期健康診断結果報告書集計による定期健康診断の有所見率は、10次防期間中の2.2ポイント増に比べ、11次防期間中は0.3ポイント増にとどまり、増加傾向へ歯止めについては、概ね目標を達成したが、有所見率を減少させるには至らなかった。

(3) メンタルヘルス対策の取り組み状況

11次防では、メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業場の割合を50%以上とすることを目標として取組を行ったところ、年間安全衛生管理計画を集計した結果、平成24年の取組状況は49.4%であり、概ね目標を達成した。

しかしながら、11次防期間中の精神障害の労災請求件数は、毎年15件前後で推移している。

(4) 過重労働防止対策の取組状況

11次防期間中の脳・心疾患の労災請求件数は、毎年10件前後で推移している。

時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間超の労働者に対し、面接指導を実施する事業場の割合は58.3%、時間外・休日労働時間が1か月当たり100時間超に対する面接指導の実施状況は76.3%である。

面接指導の実施状況を事業場の規模別で見ると、時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間超の労働者の場合、規模100人以上の事業場の実施率が73.1%であるのに対し、規模100人未満の事業場では44.0%となっており、規模の小さい事業場において実施率が低い傾向にある。

(5) 受動喫煙防止対策の取組状況

年間安全衛生管理計画を集計した結果、職場において受動喫煙防止対策に取り組んでいる事業場の割合は74%である。業種別の取組状況は、製造業(80%)、第三次産業(90%)、建設業(46%)、陸上貨物運送業(51%)である。

3 自主的な安全衛生活動の推進状況

(1) リスクアセスメントの導入状況

年間安全衛生管理計画を集計した結果、リスクアセスメントの主な業種の実施率は、製造業75.2%、建設業75.0%、道路貨物運送業45.2%、第三次産業39.8%と10次防期間末時点より導入が一定進んだが、実施している事業場が半分以上となっていない業種も認められた。

また、事業場の規模の小さい事業場ほど実施率が低調であった。

(2) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入状況

年間安全衛生管理計画を集計した結果、労働者数50人以上の事業場での労働安全衛生マネジメントシステムの導入は、3割強にとどまっており、10次防期間末時点に比べ導入状況が進んでいない。

製造業では、半数近くまで導入が進んでいるものの、第三次産業では2割弱となった。

(3) 安全衛生管理体制の状況

安全管理者等の法定管理者等の選任状況は、各種選任報告書の集計結果によると、11次防期間末(平成24年12月末)において、総括安全衛生管理者83.2%、安全管理者84.7%、衛生管理者80.0%、衛生工学衛生管理者73.9%、産業医80.1%と10次防期間末(平成19年12月末)の総括安全衛生管理者87.3%、安全管理者86.2%、衛生管理者81.2%、衛生工学衛生管理者70.6%、産業医82.1%と比較して、衛生工学衛生管理者を除き選任率が4.1ポイントから1.2ポイント減少した。

業種別には、第三次産業における法定管理者等の選任状況は、11次防期間末(平成24年12月末)において、総括安全衛生管理者71.9%、安全管理者74.8%、衛生管理者75.4%、衛生工学衛生管理者37.5%、産業医76.5%と他の業種の選任率と比較して低調であった。

(4) 機械等を譲渡する場合の危険性等の通知等

機械災害に係る指導結果を集計したところ、機械等を譲渡する場合の危険性等の通知に関して、何らかの危険情報を約4割は受けていたものの、当該情報に基づくリスクアセスメント等の実施は低調であった。

また、「機械譲渡者等が行う機械に関する危険性等の通知の促進に関する指針」に基づき機械の残留リスク情報等の提供については、極めて低調であった。

第4 重点施策ごとの具体的取組

1 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化

(1) 自主的な安全衛生活動の促進

ア リスクアセスメント等の実施の促進

リスクアセスメント等の適切な実施の促進を図るため、リスクアセスメント推進協議会を活用し、災害発生事業場や特定の業種や企業集団の構成事業場等を対象に中期的な実施促進対策を展開するとともに、リスクアセスメント等の未実施事業場に対して、リスクアセスメント等の適切な実施について指導を行う。

イ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入促進

リスクアセスメント等の実施とともに、災害防止団体等の活動支援等により、労働安全衛生マネジメントシステムの自主的な導入を促進する。

業界別団体等により自主的に作成される労働安全衛生マネジメントシステム指針に沿ったマニュアルの活用を図る。

ウ 年間安全衛生管理計画の策定支援

事業場の自主的な安全衛生管理活動の促進を図るため、計画的、継続的な安全衛生管理活動に資する年間安全衛生管理計画の策定を支援する。

エ 災害発生事業場に対する再発防止対策の実施の徹底

災害発生事業場に対して、リスクアセスメントによるリスク低減措置の実施の徹底を図る。

オ 情報の共有化の促進等

三重労働局ホームページ等を活用し、労働災害事例、化学物質の危険性有害性等の情報を広く提供し、関係者がこれらの情報を共有できるようにすることによる企業等における労働災害防止対策の充実を図る。

安全プロジェクト等を活用し、プロジェクトメンバーの取組を広く国民の皆様を紹介することにより、安全ブランドの向上を図るとともに、安全プロジェクト等で紹介されている災害防止活動の普及を図る。

(2) 重点とする労働災害防止対策における業種等対策

ア 今後の課題

労働災害等の動向から、業種別にみると、第三次産業の労働災害が増加し、特に小売業及び社会福祉施設における災害の占める割合が高くなったこと、道路貨物運送事業における労働災害の占める割合が高くなり、トラックの荷台等からの墜落・転落災害が多く発生していることから、災害多発業種対策として集中的な取組が必要である。

また、建設業における墜落・転落災害、重機災害等、製造業における機械災害は、重篤度が高いことから、重篤災害防止対策として集中的な取組が必要である。

災害の内容をみると、墜落・転落災害は、発生率及び重篤度が高く、建

設業、道路貨物運送業などにおいて発生していることから、機械災害は、製造業において多く、手指の切断等の障害が残る重篤な労働災害が多いことから、特定災害対策として、重点的に取組みを行う必要がある。また、第三次産業においては、機械災害にかかる再発防止対策の実施の徹底と併せて、事業者の労働災害防止対策の重要性の認識を高める機会として、重点的に取組を行うことが適当である。

交通労働災害については、死亡災害の4分の1以上を占めることから、製造業、第三次産業を主として、広く啓発、指導していく必要がある。

また、粉体製造プラントにおける粉じん爆発事故、溶解炉の爆発事故、化学工場における火災事故など重大な事故が発生していることから、四日市コンビナート地域を主として爆発・火災災害防止対策を引き続き行うことが必要である。

イ 労働災害件数を減少させるための重点業種対策

(ア) 第三次産業対策

(目標)

第三次産業における死傷者数について、平成24年と比較して、平成29年までに休業4日以上労働災害による死傷者の数を15%以上減少させること。

第三次産業については、特に労働災害発生件数の多い小売業、社会福祉施設に重点的に取り組む。

a 安全衛生管理体制の強化

労働災害防止対策を進める上で、安全衛生管理体制の確立は不可欠であることから、実態に即した安全衛生管理体制を確立し、自主的安全衛生管理活動の推進を図る。

第三次産業では、パートやアルバイトなどの非正規労働者の割合が高い傾向があることを踏まえ、正規・非正規の別を問わず現場で着実に取り組まれるよう充実した安全衛生活動の推進を図る。

第三次産業における死亡災害の3分の1が交通労働災害であることから、交通労働災害防止のためのガイドラインによる交通労働災害防止のための対策の普及を図る。

4Sの徹底、KY活動等による危険の低減による転倒災害の防止対策の促進を図るとともに、職場における腰痛予防対策指針等に基づく防止対策の普及・徹底を図る。

b 小売業に対する集中的取組

(目標)

小売業における死傷者数について、平成24年と比較して、平成29年までに休業4日以上労働災害による死傷者の数を20%以上減少させること。

大規模店舗・多店舗展開企業を重点とした労働災害防止意識の向上

小売業の労働災害のうち、事故の型別で全体の約3割と最も多く発生している転倒災害は、一般的に、労働の現場のみならず日常生活においても起こりうるものと考えられている。このため、転倒災害をはじめとする労働災害の防止に対する意識が事業者、労働者の双方とも希薄になりがちであり、結果として職場の安全意識が醸成されにくい傾向がある。このことを踏まえ、労働災害の防止は、経営や業務の合理化・効率化にも繋がるという観点に立ち、まずは大規模店舗・多店舗展開企業を重点として労働災害防止意識の浸透・向上を図る。

バックヤードを中心とした作業場の安全化

小売業では、労働災害の多くがバックヤードで発生していることから、バックヤードでの作業の実態に着目して、危険箇所の見える化(危険マップによる危険箇所の表示等)、リスクアセスメント、4S活動、KY活動等による危険の低減を事業場に働きかける。

「職場における腰痛予防対策指針」の周知、徹底を図る。また、雇入れ時教育に腰痛予防対策を盛り込むことを促進する。

「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知、徹底を図る。また、管理者、運転業務従事者に対する安全教育の実施を促進する。

c 社会福祉施設に対する集中的取組

(目標)

社会福祉施設における死傷者数について、平成24年と比較して、平成29年までに休業4日以上労働災害による死傷者の数を10%以上減少させること。

なお、この目標は介護職員数の大幅な増加を見込んだ数値であり、雇用者数に増減がないと仮定した場合には、25%以上減少させることに相当する水準である。

介護施設等の社会福祉施設に対して、県や市町村が行う介護事業者に対する研修会や指導と連携し、労働者に対する安全衛生教育の徹底、4Sの徹底による転倒災害等の防止、介護機器の導入による腰痛予防、職場における腰痛予防対策指針で定める腰痛の健康診断の普及・徹底、KY活動等による危険の低減を指導する。

「職場における腰痛予防対策指針」の周知、徹底を図る。また、雇入れ時教育に腰痛予防対策を盛り込むことを促進する。

「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知、徹底を図る。また、管理者、運転業務従事者に対する安全教育の実施を促進する。

(1) 陸上貨物運送事業対策

(目標)

陸上貨物運送事業における死傷者数について、平成24年と比較して、平成29年までに休業4日以上労働災害による死傷者の数を10%以上減少させること。

a 荷役作業の労働災害防止対策の普及、徹底等

陸運業の労働災害の約7割が荷役作業時に発生していることから、陸上貨物運送事業労働災害防止協会三重県支部とも連携しつつ、「トラックの荷役作業における安全ガイドライン」を周知・徹底を図る。

また、荷台からの墜落・転落災害の防止対策の徹底を図るため、「荷役作業時における墜落・転落災害防止のための安全マニュアル」及び「荷役作業時における墜落防止のための安全設備マニュアル」を周知・徹底を図る。

b トラック運転手に対する安全衛生教育の強化

荷主との役割分担でトラック運転者が荷役作業を担うこととなる場合には、トラック運転者に対する安全衛生教育の中で、荷役作業の墜落・転落防止対策や荷の運搬中の労働災害防止対策の充実・強化を図る。

c 荷主による取組の強化

荷主等が管理する施設での労働災害の防止対策も含め、貨物の運送を担当する陸上貨物運送事業者側と運送を依頼する側の役割分担をモデル運送契約書の普及等により明確にし、それぞれが実施すべき事項等について、役割分担に基づく措置の実施を促進する。なお、着荷主は、多くの場合において発荷主にとっての顧客

であると見込まれ、陸上貨物運送事業者とは運送契約を締結する関係にない。このような場合における荷卸し時の役割分担や実施事項については、発荷主が顧客である着荷主と事前に調整し、陸上貨物運送事業者との契約に盛り込むことが適当であることから、こうした点にも留意しながら対策を進めることとする。

d 交通労働災害防止対策の強化

「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知、徹底を図る。また、管理者、運転業務従事者に対する安全教育の実施を促進する。

e 腰痛予防教育の強化

「職場における腰痛予防対策指針」の周知、徹底を図る。また、雇入れ時教育に腰痛予防対策を盛り込むことを促進する。

ウ 重篤度の高い労働災害を減少させるための重点業種対策

(ア) 建設業対策

(目標)

建設業における死亡災害の撲滅を目指すとともに、死傷者数について、平成24年と比較して、平成29年までに休業4日以上労働災害による死傷者の数を15%以上減少させること。

a 墜落・転落災害防止対策

墜落・転落災害のうち、足場からの墜落・転落災害は約15%を占め、はしご、屋根等からの墜落・転落災害が約4割を占めているため、足場からの墜落・転落災害防止対策の推進に加え、足場以外の場所からの墜落・転落災害を防止するための機材・手法を普及させる。

木造家屋等低層住宅建築工事における適正な足場の設置、足場以外の建築物、構築物等からの墜落防止措置の徹底を図る。

一般に広く使用されている腰ベルト式の安全帯は、墜落時の身体への衝撃が大きいため、作業性を考慮しつつ、ハーネス型の安全帯等の墜落時に衝撃が少ない安全帯の普及を図る。

b 建設工事発注者に対する要請

建設業の発注者に対し、仕様書に安全衛生に関する事項を盛り込むなど、施工時の安全衛生を確保するための必要な経費を積算するよう、また、関係請負人へその経費が渡るよう、国土交通省と連携して対応する。また官公庁発注の公共工事について、同様の取組が取られるよう広く要請する。

特に、アスベストを含む建材の解体工事では、必要経費や工期

の不足のためにアスベスト飛散防止措置を講じることが困難になるような工事の発注が行われないう、地方公共団体等とも連携しつつ、重点的に対応する。

c 重機による災害防止対策

重篤な災害になるおそれのある移動式クレーンの転倒事故の防止、重機との接触防止を重点に、事前調査結果に基づく作業計画の策定、当該計画に基づく作業の実施、危険箇所への立入禁止措置等の基本的事項の徹底を図る。

また、クレーン機能付きドラグショベルの一層の普及を図るとともに、クレーン使用時の安全装置の有効保持の徹底を図る。

d 解体工事対策

アスベスト飛散防止対策

アスベスト含有建材を利用した建築物の解体も今後増加が見込まれることから、引き続きアスベストの飛散やばく露防止を徹底するとともに、地方公共団体と連携し、事前調査の実施と届出が適切になされるよう指導を行い、不適切な事案については厳正に対処する。また、建築物等の解体時等の事前調査の徹底、アスベスト除去工事を行う者等の能力向上、集じん・排気装置の整備に必要な情報の提供等を推進する。

解体工事の安全対策

墜落・転落災害、倒壊崩壊災害の防止対策の徹底を図る。

e 自然災害の復旧・復興工事対策

平成23年の台風12号による災害を含め、近年、大雨、大雪、竜巻等の自然災害が頻発しており、今後も同様の自然災害の発生が予想されることから、自然災害によって被災した地域の復旧・復興工事での労働災害防止対策の徹底を図る。

f 建設業の元方事業者と関係請負人によるそれぞれの役割に応じたリスクアセスメントの実施促進

建設業では、関係請負人の段階では対応が困難な事項について元方事業者がリスクアセスメントを行うなど、元方事業者と関係請負人がそれぞれの役割に応じたリスクアセスメントを行い、その結果に基づいて適切な措置を講じるよう、建設業労働災害防止協会三重県支部と連携しつつ、指導する。

g 基礎疾患等に関連する労働災害防止の推進

体調不良が熱中症等の重篤な労働災害につながりやすい建設作業について、災害防止団体等と連携し、作業開始前の健康状態のチェックやその結果に基づく適切な作業配置を促進する。

(イ) 製造業対策

(目標)

製造業における死亡災害の撲滅を目指すとともに、死傷者数について、平成24年と比較して、平成29年までに休業4日以上労働災害による死傷者の数を15%以上減少させること。

a 機械災害に対する重点的指導

リスクアセスメントの実施促進を中心とした中期的な機械災害防止対策を展開し、機械災害が頻発している製造業を重点に、機械災害が発生した事業場に対して、原因の究明と機械の本質安全化について指導を行うとともに、機械の安全性に問題がある事案については、製造者に対して改善指導を行う。

b 労働災害防止団体と連携した取組み

団塊の世代の引退や経営環境の悪化などにより、安全衛生活動に長い歴史と実績のある製造業でも安全衛生体制の弱体化が懸念されており、小規模事業場における安全衛生活動の底上げを図るため、災害防止団体、事業者団体等を活用する。

c 交通労働災害防止対策の強化

「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知、徹底を図る。また、管理者、運転業務従事者に対する安全教育の実施を促進する。

エ 上記以外の業種対策

林業対策について林業・木材製造業労働災害防止協会三重県支部等と連携して、かかり木の処理作業等の安全対策について必要な措置の実施、高性能林業機械等の大型林業機械について安全対策の周知徹底を図るとともに、雇い入れ時安全衛生教育の徹底を図る。

オ 特定災害対策

(ア) 墜落・転落災害防止対策（前掲）

(イ) 機械災害防止対策

a 労働災害多発機械等の中期対策の展開

製造業については、第4の1の(2)のウの(イ)のaによる。

また、第三次産業、特に商業及び社会福祉施設について、機械災害の発生原因の究明と機械の本質安全化について指導を行うとともに、機械災害を契機とし、労働災害防止対策の重要性について指導を行う

- b 機械の設計段階等でのリスクアセスメントの実施促進
労働安全衛生法第28条の2及び「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づき、機械の設計、製造及び使用段階におけるリスクアセスメント等の実施を促進する。
 - c 機械製造者等による残留リスクの情報の提供促進
「機械譲渡者等が行う機械に関する危険性等の通知の促進に関する指針」に基づき機械の残留リスク情報等の提供について周知、指導を行う。
- (ウ) 爆発・火災災害防止対策
- a 爆発・火災災害については、労働安全衛生関係法令に定める措置の徹底を図るとともに、安全データシート(SDS)等を活用した、リスクアセスメントの普及促進を図る。
 - b 四日市コンビナート地域の事業場を対象とした中期的な指導対策を行う。
 - c 四日市コンビナート地域防災協議会等の自主的な労働災害防止活動を促進する。

(3) 重点とする健康確保・職業性疾病対策

ア 今後の課題

メンタルヘルス不調者を増やさないためには、メンタルヘルス不調者の早期発見・早期治療に加え、メンタルヘルス不調になりにくい職場環境に改善していくことが必要である。

脳・心臓疾患を防止するための過重労働対策を重点的に取り組む必要がある。

また、厳しい社会経済情勢の中で、業務が複雑化、高度化し、さらに迅速化等が求められる中、過重労働による健康障害を防止し、労働者の心と体の健康を保持増進するとともに、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の観点からも長時間労働の抑制が求められている。

印刷業での胆管がんの集団発生を契機に、化学物質による職業がんの防止対策の強化が急務となっており、特定化学物質障害予防規則等による規制の対象となっていない化学物質による健康障害を効果的に防止するための対策が重要な課題となっている。

石綿による肺がん及び中皮腫等の労災認定件数は、毎年10件程度で推移している。今後も石綿を使用した建築物の解体作業等の増加が予想されることから、これらの作業に従事する労働者の石綿による健康障害の発生が懸念される。

腰痛は、業務上疾病全体の約6割を占めており、あらゆる業種で発生している。今後も高年齢労働者の増加や介護関係業務の増大等により増加が懸念される。

熱中症による休業４日以上の業務上疾病は増加傾向にあり、特に１１次防期間の死亡者数は６名と憂慮される状況にある。熱中症への対策の強化が喫緊の課題である。

また、三重産業保健推進センターから移行される三重産業保健推進連絡事務所及び地域産業保健センター事業の有効活用や連携を図ることにより、地域における産業保健活動の活性化が必要である。

イ 業務上疾病の削減

(目標)

平成２４年と比較して、休業４日以上の業務上疾病の発生件数を１５％以上減少させる。

- (ア) 労働衛生管理体制の確立、労働衛生教育の徹底、作業環境管理、作業管理、健康管理の総合的な実施を促進する。
- (イ) メンタルヘルス対策、過重労働による健康障害防止対策、化学物質による健康障害防止対策、石綿障害予防対策、粉じん障害防止対策、腰痛・熱中症予防対策等を効果的かつ効率的に推進することにより、上記目標の達成を目指す。

ウ メンタルヘルス対策

(目標)

平成２９年までにメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を８０％以上とする。
(年間安全衛生管理計画の集計結果による。)

- (ア) メンタルヘルス対策の推進
平成２４年度の年間安全衛生管理計画の分析結果を見ると、メンタルヘルス対策に取り組んでいない理由として「メンタルヘルス対策の実施方法がわからない・難しそう」としている事業場が１８％となっており、特に小規模事業場においてその割合が高い傾向にある。これら小規模事業場においてもメンタルヘルス対策への取り組みがスムーズに行えるようにするため、セミナー等の開催により「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の周知を図る。
- (イ) メンタルヘルス不調予防のための職場改善の取り組み
メンタルヘルス不調の予防のためには、労働者がストレスチェック等に基づきセルフケアを行えるようにすることや日常的に労働者と接する管理監督者が適切に対応できるようにすることが重要であるため、メンタルヘルス対策支援センターの事業内容を広く周知し、活

用を促す等により、管理監督者と労働者への教育研修を促進させる。

また、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」の周知を図る。

(ウ) ストレスへの気づきと対応の促進

労働者のストレスへの気づきを促すようストレスチェック等の取り組みを推進するとともに、事業場内での相談体制の整備を推進する。

(I) 職場復帰対策の促進

事業場がメンタルヘルスに問題を抱える労働者の職場復帰支援に容易に取り組むことができるよう「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」の周知を図る。

エ 過重労働による健康障害防止対策

(目標)

長時間労働者(1週当たり40時間を超えて労働させた時間が月80時間超)に対し、医師の面接指導等を実施する事業場の割合を80%以上とする。(年間安全衛生管理計画の集計結果による。)

(ア) 健康管理の徹底による労働者の健康障害リスクの低減

事業者による労働者の健康診断の実施と労働時間の的確な把握・管理にも留意した事後措置等の健康管理を徹底し、長時間労働者の過労に伴う健康障害のリスクを大幅に低減させる。

(イ) 面接指導の実施の徹底等

全ての事業場において、医師による面接指導等を実施するための手続等の整備を図らせる。

また、産業医の選任義務のない労働者数50人未満の事業場に対しては、地域産業保健センターを活用する等により、面接指導を行い、その結果に基づく措置が適切に実施されるよう、事業者への指導を行う。

(ウ) 働き方・休み方の見直しの推進

不規則勤務や深夜労働の多い業種・職種に重点を置き、効果的な疲労の回復につながる休日・休暇の付与・取得を促進する。

オ 化学物質による健康障害防止対策

(ア) リスクアセスメントの促進と危険有害性情報の適切な伝達・提供

規制対象であるか否かにかかわらず、危険性又は有害性の高い化学物質が適切な管理のもとで使用されることを確保するため、化学物質に関するリスクアセスメントの実施を促進する。

リスクアセスメント等による事業者の自主的な化学物質管理に資

するため、危険有害性の表示と安全データシート（SDS）の交付の促進を図る。

(イ) 化学物質による健康障害防止に係る措置の徹底

特定化学物質、有機溶剤、一酸化炭素等の化学物質による健康障害を防止するため、作業主任者の選任とその職務の励行の徹底等、法令に定める措置の徹底を図るとともに、安全衛生教育の促進を図るなど、必要な措置を講じるよう指導を行う。

発がん性があると評価され新たに規制を行うこととなった化学物質について、局所排気装置等の発散抑制措置、作業環境測定等の作業環境管理対策とともに、防毒マスクの使用などの作業管理対策を徹底させる。

化学物質のうち、強い変異原性等が確認され、労働者の健康障害のリスクの考えられる物質について作成される健康障害防止のための技術指針の周知、措置の徹底を図る。

カ 腰痛予防対策

特に腰痛が懸念される社会福祉施設（介護施設）、小売業、陸上貨物運送事業を重点として「職場における腰痛予防対策指針」の周知徹底を図る。また、雇入れ時教育に腰痛予防対策を盛り込むよう指導する。

キ 熱中症予防対策

（目標）

第11次防期間中と比較して、第12次防期間中の職場での熱中症による休業4日以上の死傷者数を20%以上減少させる。

熱中症を予防するための具体的対策（作業環境対策、作業管理、健康管理、労働衛生教育、救急措置）の周知徹底を図る。

特に、熱中症が多く発生している業種に対しては、夏季前の一定時期に集中的な指導を行う。

ク 受動喫煙防止対策

（目標）

受動喫煙防止対策を実施する事業場の割合を85%以上とする。
（年間安全衛生管理計画の集計結果による。）

(ア) 受動喫煙防止対策に係る意識の向上

受動喫煙の健康への有害性に関する理解を図るための教育啓発と事業者に対する効果的な支援の実施により、受動喫煙防止対策を普

及・促進する。

(1) 受動喫煙防止対策の強化

職場での禁煙、空間分煙等の措置により、受動喫煙防止対策の実施を徹底する。

(4) 業種横断的な取組

ア 高年齢労働者対策

(ア) 身体機能の低下に伴う労働災害防止の取組

高齢化や高齢者雇用の進展に伴う高年齢労働者数の増加により、高年齢労働者の労働災害が懸念されることから、労働災害事例集等により、高齢者の割合の高い職場で、段差の解消、手すりの設置、必要な照明の確保などの職場の残留リスクの低減や、身体機能の低下を防ぐための運動が促進されるよう、労働災害防止団体と連携して指導を行う。

高年齢労働者に対し、身体機能の低下や基礎疾患に伴う労働災害発生リスクの増大と労働者自身が取り組むべき事項について、教育を行うとともに広報により注意喚起を行う。

(イ) 基礎疾患等に関連する労働災害防止の取組

定期健康診断結果等に基づき、基礎疾患等の健康障害リスクを持つ労働者に対して、労働者自身による健康管理を徹底するよう促すとともに、日常的な作業管理や労務管理の中で、本人の申告に基づいて健康状態を把握し、労働災害につながるような状態で作業に従事することのないよう、注意喚起を行う。

体調不良が重篤な労働災害につながりやすい建設作業について、建設業労働災害防止協会三重県支部等と連携し、作業開始前の健康状態のチェックやその結果に基づく適切な作業配置を促進する。(再掲)

定期健康診断結果に基づく保健指導や事後措置の中で、労働者自身の健康管理のみならず、基礎疾患が誘発しうる労働災害を防止する観点からも適切な指導・対応が必要である旨を、産業医や地域産業保健センター等を通じて周知徹底する。

イ 工場・設備の老朽化等に係る対策

機械・設備、建屋の老朽化、機械・設備、建屋の維持補修投資の減少、省力化・合理化による製造現場の人員の減少等の影響による産業事故等の発生リスク低減のため、リスクアセスメント等の実施、検査・点検体制の確立などの取組を啓発する。

ウ 災害を経験していない労働者に対する対策

若年労働者及び経験の浅い労働者が被災する災害が発生していることから、雇入れ時の安全衛生教育の実施の徹底を図るとともに、「見える」安全活動を推進する。

エ 発注者に対する対策

様々な業界で業務の外注化、重層下請化が進む中、外注化によって安全衛生上の配慮義務や責任を逃れたり、過度に安価な発注を行って、受注者が必要な安全衛生対策のための経費を計上できないような状況が発生しないよう、建設業以外についても、発注者による取組を指導する。

オ 雇用形態の多様化を踏まえた責任の明確化

建設業における一人親方や、製造業における業務請負など、雇用形態が多様化・複雑化する中で、労働災害防止の責任の所在があいまいになり労働災害が発生することも懸念されることから、労働災害防止の責任の明確化を図るよう指導を行う。

2 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組み

三重労働局は、上記に掲げた対策に重点的に取り組むほか、専門家、関係機関等と連携し、協働して取組を進めることにより、労働災害防止対策を推進する。

(1) 専門家と労働災害防止団体の活用

ア 安全衛生分野の専門家の育成と活用

専門家の知識やノウハウを活用しながら、各地域の安全衛生施策を推進していくために、安全衛生労使専門家会議を開催し、意見聴取を行う。

イ 労働災害防止団体の活動の活性化に対する支援

労働災害防止について専門的なノウハウを持つ専門家集団として、業界の労働災害防止活動の推進役としての役割、労働災害防止に関する情報収集、教育指導機関としての役割を担う労働災害防止団体の果たすべき役割はますます重要となっていることから、三重労働局が保有する労働災害関連情報の提供を進めるとともに、労働災害防止に資する活動に対しては、引き続き必要な支援を行う。

(2) 業界団体との協働

ア 業界団体との連携

安全衛生施策の推進には、業界団体との協力関係が必要不可欠であり、特に第三次産業に重点を置きつつ、施策ごとに、主たる業界団体との関係づくり、具体的な施策の進め方についての協議等を行い、業界と協調的に取組を進める。

イ 外部専門機関との連携

小規模事業場がメンタルヘルス対策を含めた産業保健活動の推進を行うに際し、地産保事業やメンタルヘルス推進事業等の活用を促す。

3 発注者、製造者、施設等の管理者による取組強化

建設業にとどまらず、幅広い業種で請負構造が重層化、複雑化している現状を踏まえ、事業者責任に加えて、発注者、製造者など、より上位の段階での安全衛生に対する取組を強化する。

(1) 発注者等による安全衛生への取組強化

ア 発注者等による安全衛生への取組強化（再掲）

様々な業界で業務の外注化、重層下請化が進む中、外注化によって安全衛生上の配慮義務や責任を逃れたり、過度に安価な発注を行って、受注者が必要な安全衛生対策のための経費を計上できないような状況が発生しないよう、建設業以外についても、発注者による取組を指導する。

イ 荷主による取組の強化（再掲）

荷主等が管理する施設での労働災害の防止対策も含め、貨物の運送を担当する陸上貨物運送事業者側と運送を依頼する側の役割分担をモデル運送契約書の普及等により明確にし、それぞれが実施すべき事項等について、役割分担に基づく措置の実施されるよう指導を行う。

ウ 建設工事発注者に対する要請（再掲）

建設業の発注者に対し、仕様書に安全衛生に関する事項を盛り込むなど、施工時の安全衛生を確保するための必要な経費を積算するよう、また、関係請負人へその経費が渡るよう、県、市町等の公共工事発注機関の発注工事について、取組が取られるよう要請する。

特に、アスベストを含む建材の解体工事では、必要経費や工期の不足のためにアスベスト飛散防止措置を講じることが困難になるような工事の発注が行われないよう、県、市町等とも連携する。

(2) 製造段階での機械の安全対策の強化

製造業では、依然として機械により障害を伴うような重篤な労働災害が多発していることに加え、小売業など第三次産業でも食品加工機械等による労働災害が発生していることから、重点的に指導を行うとともに、機械の本質安全化を推進する。

ア 機械災害に対する重点的指導（一部再掲）

機械災害が頻発している製造業を重点に、機械災害が発生した事業場に対して、原因の究明と機械の本質安全化について指導を行うとともに、機械の安全性に問題がある事案については、製造者に対して改善指導を行う。

また、欠陥機械等の法令に基づく措置が講じられていない機械等の製造

者に対しては、改善命令等の厳正な措置を行う。

イ 機械の本質安全化の促進

機械の本質安全化を促進し、機械による労働災害をさらに減少させるためには、設計・製造段階のリスクアセスメントとリスク低減措置の実施や危険性等の通知の徹底を図る必要があることから、労働現場で使用されるあらゆる機械について、機械の製造者に対する当該措置の実施を促進する。

4 三重労働局版「第12次労働災害防止計画」のPDCAサイクルの強化

- (1) この計画に基づく取組が着実に実施されるよう、計画通りに取組が進められているか、計画的・組織的に進行管理を行う。
- (2) 労働災害防止計画の評価に当たっては、単に死傷者の数や目標に掲げた指標の増減のみで評価するのではなく、その背景となった、又は影響を及ぼしたと考えられる社会的指標や社会経済関係の変化も含めて分析を行う。